

在宅で介護を必要とする方やご家族の生活を支援するサービス

種類	内容
高齢者等介護者手当	要介護4または5の認定を受けていて、その状態が6カ月以上継続している高齢者等を、現に在宅で介護している方に支給しています。(※一定の基準あり) 支給額 月額5,000円(支給月は4月・8月・12月) 申請に必要なもの <input type="checkbox"/> 振込先となる預金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 介護を受けている方の介護保険被保険者証
訪問介護サービス利用者負担額助成	介護保険による訪問介護サービスを利用している方に対して、利用料の一部の助成を行っています(所得制限あり)。
紙おむつ支給	40歳以上で要介護3以上の在宅で介護を受けている方および同居する親族を援助し、その精神的・経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを給付しています。 費用 無料(世帯員の住民税が課税が非課税により1カ月の給付上限額が異なる。上限額を超過した場合、その差額は利用者負担)

多年にわたり社会に貢献された方々に敬意を表し長寿を祝福するサービス

敬老会と敬老祝金

75歳以上の高齢者の敬老と長寿を祝福するため、毎年9月の敬老の日を中心として各地区自治会連合会が主催する敬老会に補助金を支給しています。また、次に該当する年齢の方々に、敬老祝金(市内共通商品券)を贈呈しています。

- ▶ 77歳…10,000円
- ▶ 88歳…20,000円
- ▶ 99歳…30,000円

地域の方々と交流しいつまでも健康で明るく暮らすためのサービス

シニアクラブ

おおむね60歳以上の方が仲間とともに趣味や社会奉仕などの活動を通して、健康増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送るために自主運営されている会員組織です。

認知症の方が暮らしやすい社会を地域全体で支えていくためのサービス

種類	内容
認知症サポーター養成講座	高齢化の進展により増加すると予想され、身近な病気となっている認知症についての基本的な知識や対応方法、相談機関などを正しく学び、地域で支えるサポーターを養成する講座を実施しています。
認知症カフェ(オレンジカフェ)	認知症の方やその疑いのある方、家族など誰もが気軽に集え、お茶を飲みながらの情報交換や当事者同士の交流、レクリエーション、専門職への相談が行える認知症カフェを市内に設置しています。
徘徊高齢者等早期発見シール	認知症により徘徊行動が見られる高齢者等が所在不明となった場合に、その方の早期発見と事故の未然防止を図るとともに、家族の精神的負担の軽減を図るため、「徘徊高齢者等早期発見シール」を配布します。 費用 無料

介護保険

介護保険制度

高齢者福祉課

介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する人の高齢化も進んできています。また働く女性も増えるなど、家族だけで介護することは難しくなっています。そこで、こうした介護を社会全体で支える制度が介護保険です。

介護保険サービスを受けるためには、市へ申請して「要介護・要支援認定」の審査を受けていただく必要があります。なお、審査の結果は郵送で通知します。

要介護認定とサービスの利用方法

要介護認定では、寝たきりや認知症など介護が必要な状態かどうかだけでなく、どのくらい、介護サービスを行う必要があるか(要介護度)も判定します。要介護度により、在宅サービスを受けられる額や施設に入った場合のサービスの額が異なります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象	65歳以上の方	40～64歳の医療保険に加入している方
給付の対象	原因を問わずに介護や日常生活の支援を利用し、現在の生活維持、向上を目指す方	初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気(特定疾病)によって、介護が必要となった方
保険料の支払方法	▶ 年金額が一定以上の方は年金から天引き ▶ それ以外の方は市へ個別に支払い	医療保険料と一括で支払い

介護保険で利用できるサービス

在宅サービス ※要支援1・2、要介護1～5の方が利用できます。

◆訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事や買い物など、身体介助や生活援助を行います。
※要支援1・2の方は介護予防・日常生活支援総合事業(64ページ参照)での利用となります。

※同居家族がいる方は、原則として生活援助の利用はできません。

◆訪問入浴介護

入浴車などで訪問し、自宅での入浴の介護を行います。

◆訪問看護

看護師などが自宅を訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

◆訪問リハビリテーション

理学療法士などが自宅を訪問し、機能訓練などを行います。

◆居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養生活を送るために必要な指導を行います。

◆通所介護(デイサービス)

日中、通所介護施設で、入浴や食事などの日常生活上の支援などのサービスが受けられます。

※要支援1・2の方は介護予防・日常生活支援総合事業(64ページ参照)での利用となります。

◆通所リハビリテーション(デイ・ケア)

医療機関・介護老人保健施設などで、リハビリテーションなどのサービスが受けられます。

◆短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、当該施設で入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

◆短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所し、当該施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療および日常生活上の支援が受けられます。

Gyoda City



フォトギャラリー

